平成２５年（フ）第１５２８号
埼玉県久喜市本町６丁目16番41号、旧住所埼玉県上尾市大字瓦葺1928番地３
債務者　益子真由美
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４５号
さいたま市見沼区東大宮７丁目41番地６　グランパーク東大宮301
債務者　澤田**暟**彦こと　文　　**暟**彦
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４６号
さいたま市見沼区東大宮７丁目41番地６　グランパーク東大宮301
債務者　井原　清美（旧姓澤田）
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６２号
埼玉県幸手市栄５番２―103号
債務者　関谷　　香
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
千葉県君津市南子安７丁目４番23号　205
債務者　山崎　直樹
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１３６号
千葉県木更津市真里谷3513番地
債務者　三浦奈緒美
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２１６号
新潟県長岡市三瀬ケ谷708番地２
債務者　加勢　弘子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
岡山県井原市井原町3174番地１
債務者　江種　真司
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
岡山県総社市西坂台91番地
債務者　上荷　一眞
１　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
岡山県倉敷市堀南663番地10　レオパレスＮＡＩＴＯＵ・A108号室
債務者　中川美惠子
１　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
長崎県西彼杵郡時津町子々川郷1380番地３
債務者　瀧口　義文
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
北海道紋別郡遠軽町大通北10丁目１番地38　ウイング21―202号
債務者　児玉　弘郁
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第１４４３号
埼玉県和光市白子２丁目27番38号　ラ・コリーナ和光102、旧住所東京都小平市栄町３丁目14番25号　徳原方
債務者　白谷　秀樹
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５４号
さいたま市見沼区大字東宮下305番地１、旧住所さいたま市見沼区大字御蔵574番地３
債務者　朽木　惠子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５５号
埼玉県加須市戸室187番地７
債務者　居附　洋之
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５６号
埼玉県加須市戸室187番地７
債務者　居附かの子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４１号
埼玉県戸田市美女木１丁目16番地の８　第２戸田ホワイトハイツ401号室
債務者　宮本　月子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係